

巡査帯剣の歴史

巡査帯剣の歴史 目次

第一章	藩兵から邏卒・巡査へ	1
1	警察官吏の由来	1
2	巡査登場	7
第二章	警察官吏の帯剣	14
1	帯剣のはじまり	14
2	巡査帯剣	20
3	津田三藏巡査の刀	29
4	その後の巡査帯剣	33
第三章	警察官帯剣の廃止	41
1	大戦後の帯剣強奪事件	41
2	帯剣廃止	47
3	帯剣廃止に寄せる思い	59
4	警察剣道の廃止と復活	62

第一章	藩兵から邏卒・巡査へ	1
1	警察官吏の由来	1
2	巡査登場	7
第二章	警察官吏の帯剣	14
1	帯剣のはじまり	14
2	巡査帯剣	20
3	津田三藏巡査の刀	29
4	その後の巡査帯剣	33
第三章	警察官帯剣の廃止	41
1	大戦後の帯剣強奪事件	41
2	帯剣廃止	47
3	帯剣廃止に寄せる思い	59
4	警察剣道の廃止と復活	62

- 一 引用文の中にある、カッコ内の㊦は筆者が付けたものです。
- 二 ふりがなに ママ とあるのは、原文（引用文または文字）のママの意味です。

平成十五年 春

森 良 雄

巡查帯剣の歴史

第一章 藩兵から邏卒・巡查へ

1 警察官吏の由来

明治元年（慶応四年Ⅱ西暦一八六八年）四月十一日、有栖川宮熾仁親王を東征大総督とする官軍五万人が江戸に入り、旧幕府の警察制度は解体しました。

これまでは江戸市中警備のため、武家地や寺社地には辻番、町地には自身番と木戸番が置かれていましたが、辻番は幕府の崩壊と大名の帰国によって存在の意義と経費の出どころを失ったこともあって自然に消滅し、自身番と木戸番も町方役人たち（町年寄・名主・地主・家主・家持など）の経費負担がしだいに重荷となって、これも制度の維持が困難な状態に至りました。

四月二十一日には大総督宮（有栖川宮）の御沙汰（太政官布告第二百五十四号）として、田安中納言（徳川慶頼、田安家は徳川御三家に次ぐ御三卿の一つです。）に命じて、旧南北両奉行（南町奉行佐久間鑄五郎信義、北町奉行石川河内守利政）を江戸市中取り締り役に任じます。しかし治安は悪くなる一方でした。

そこで閏四月二日に大総督宮から大総督府参謀西郷隆盛をとおして、田安中納言に加えて旧幕府の重臣で親政府派の大久保一翁（忠寛・忠正）、勝安房（義邦・海舟）を江戸鎮撫取締役に委任したのですが治安の悪さは改善されません。このため、改めて江戸市中を場所割りしたうえで、紀伊・薩摩・備前・佐賀など十二の藩に命じて、各藩から一乃至二小队を出させて受け持ち区域を巡邏させました。江戸の人々はこの巡邏を「お廻り」と呼んだと言います。

同年五月十二日に発足した江戸府は、七月十七日に江戸が東京と改称されたことから東京府となりました。九月八日に慶応は明治と改元され、同月に東京府職制が定められ、捕亡司が置かれ、府下の警察業務は「捕亡吏（捕亡方とも）」が受け持つことになりました。この捕亡吏はかつての町奉行時代の定（町）廻り役人などが従事したのですが、その総数は十月現在で二十数人にすぎず、政府は人員不足を補うため、尾張藩など八つの藩に藩士を差し出させて市中の取り締りにあたらせました。これが「藩兵」です。藩兵は東京の地理に不案内のため、受け持ち区域の巡邏には捕亡吏が付き添いました。

この藩兵は、身分上は藩に属しながら、指揮系統では兵部省に属していたため、運営上不便を感じさせるものでありました。そこで、東京府からの建議によって明治二年十一月に指揮命令はもとより任命と懲罰など、一切の権限は府に委任されて藩兵は「府兵」となりました。翌十二月に東京府は府兵規則を定め、府内を四十七区、のち（明治五年）に六大区（一大区は十六小区）に分けて、藩名を使用せずに第一区から順に番号を付けて呼称しました。

明治三年三月には府兵は二千五百人、派兵した藩は四十一藩に達しています。同年五月に東京府では捕亡吏が廃止されて、府内の治安維持は府兵が一手に引受けることになりました。なお、地方での捕亡吏の廃止はそれよりも遅れて、五年三月のことになりました。

諸外国で学んだ者が増えるにつれて、それらの国の警察制度導入の聲が高まります。同年（明治三年）十二月、東京府は政府に西洋ポリス制度の採用を上申して、これが受け入れられます。

翌四年七月に刑部省が廃止となり、代わって司法省が新設されます。これを機会に警察の管轄権は兵部省から司法省へ移されました。これまでの軍政警察が司法警察へ変わったのです。

しかし、八月二十九日に廃藩置県が行われ、これによって諸藩から差し出されていた人員とその費用で編成・維持されていた府兵は支持母体を失い、存続不能となります。

そこで太政官は、東京府内の取り締りのため、府兵に代わるものとして「選卒」の採用を決め、東京府へ十月二十三日に沙汰（通達）しました。

この選卒という名称そのものは以前からあったようで、たとえば、大阪府の場合、東京府への沙汰書よりも早く、同年（四年）三月に取締選卒の名を見ます。また神奈川県でも同年十月十二日に選卒制度を発足させています。

☆ 選卒ヲ東京府ニ置く

明治四年 第五百五十三號 太政官布告（沙汰書） 十月二十三日

今般府下取締トシテ選卒三千人被備置候條此旨相達候事

東京府

但諸費之儀大藏省へ可打合せ

選卒の身分が低く、社会的評価も低かったため応募者が少なく、結局西郷隆盛の斡旋で鹿児島県から二千人もの大人数を採用しています。同県の出身者がその後長らく警察界の主流であったのは、ここに理由があるといわれます。また、のちに征韓論に敗れた西郷が官を辞して帰国したときには、これに同調して退職者が続出、選卒改め巡查の不足を来したとも伝えられています。

ようやく十一月に選卒三千名で取締組を編成、各区に取締出張所を置いて治安の維持その他の警察業務につくことになり、府兵は解散されました。取締組では総長以下組頭・小頭など役付き以外の選卒は組子と呼ばれています。

東京・大阪・神奈川県など一部の府県ではすでに「選卒」の名称を使っていたことは前述のとおりですが、地方では相変わらず「捕亡吏」の名称を使っていたようで、翌五年正月十日付けの「諸縣兵ヲ解隊シ管轄高二應シ捕亡吏ヲ置カシム」との太政官沙汰書があります。

選卒制度の実質的な運営も神奈川県が早かったようです。明治五年三月二十九日には

太政官から「東京府選卒務方ハ神奈川縣選卒ノ方法ニ準依セシム」との沙汰書が出されています。

この選卒という名称は、官吏の位（官位）を一等から十五等までと定めた官等表には無く、いわば等外が存在でした。特定の官職名ではなく、警邏巡察に従事する取締組組子の総称と考えればよいでしょう。したがって、その任免は取締組の名で行われ、選卒の名は使われていません。

選卒が公式の名称として使用されるのは、明治五年になって東京府を除いた地方を対象に出された、次の布告よりも後になります。

☆ 行政警察規則ヲ定メ捕亡吏取締組番人等ノ名稱ヲ廢シ選卒ト改稱

明治五年三月七日 太政官 布達第二十九號

府 縣 東京府
ヲ除ク

：：捕亡吏取締組番人等ノ名稱ヲ廢シ選卒ト改稱可致此旨相達候事

しかし、捕亡吏等の呼称は地方ではその後も続き、選卒の名で統一されるのは三年後（明治八年）のことになります。なお、新聞では選卒のことを、多く「ポリス」と呼んでいます。

選卒の名称が正式の官名となったとはいえず、官位は与えられず等外のみで、五月になってようやく上級者に官位が与えられました。

☆ 東京府ニ選卒總長以下ヲ置ク

明治五年五月十三日 番外無號 太政官布告（沙汰書）

東京府

其府中左之通被置候事

選卒總長 七等官

選卒權總長 八等官

選卒檢官 十等官

選卒權檢官 十一等官

(註) 区長以下略)

この沙汰書以後は、その任免に選卒の名が使用されています。当時の選卒には帯剣は許されず、長さ三尺（約九十センチ）の官棒、手棒、木挺などと呼ばれた木の棒を携帯していました。

しかし、選卒の名称に統一するにはかなりの期間を必要としたようです。額田県（現愛知県額田郡）では五年一月に選卒三十人を採用しておきながら、同月中にこれを巡邏役と改称、五月に再び選卒の名に戻しています。大阪府では六年六月に選卒を番人と改称しています。これは、これまでは地方ごとに警察の第一線業務に従事している者を、番人・取締組子・捕亡吏・番卒・選卒などいろいろな名称で呼んでいたのですが、中央政府によって選卒の名称とともにその役目や身分が新たに定められたため、その役目などがこれまでの選卒とは違う場合に、いったん選卒の名を捨てて、中央政府の指令に適合するように編成任務を改めたうえで、再び選卒の名を登場させたものと思われれます。

改称の布達から三年後の八年三月に出された行政警察規則の付記では、改めて改称について述べたうえで、「規則ノ通り施行難致事情有之向ハ其段内務省へ可申出事」とあります。滋賀県警察史（全一卷）によれば、同県では次のような通達をしていますので、この時期にはまだ警邏番人と呼び、邏卒とは言っていないことが分かります。

☆ 明治八年四月十九日 第三十五号

一 今般太政官ヨリ御達ノ次第有之候ニ付當縣警邏番人ノ名稱ヲ廢シ一般邏卒ト改稱候事

但勤方規則ノ儀ハ追テ可相達候事

右管内へ無洩至急布達スル者也

2 巡查登場

このように邏卒制度は各府県別の、いわば自治体警察だったので、明治五年司法省に警保寮が設けられて全国の警察事務を統一して所管することになります。この警保寮の設置が国家警察の始まりと言ふことになります。

明治 五年 八月二十八日 警保寮創設 司法省の管轄

“ 六年十一月 内務省 創設

“ 七年 一月 九日 警保寮は内務省の管轄へ（行政警察となる）

“ “ 十五日 東京警視廳 設置

“ 九年 五月 警保寮を警保局と改称

“ 十年 一月 十九日 警保局を警視局と改称（東京警視庁廃止に伴うもの）

“ 十四年 一月 十四日 警視局を警保局と再改称（東京警視庁を再設）

警保局は以後改称されることなく、戦後、昭和二十二年十二月三十一日に内務省が解体されるまで続きます。（実際には翌昭和二十三年一月一日に暫定機関として新設された「内事局」の第一局に業務を移し、三月七日の旧警察法施行にともなう「国家地方警察本部」発足まで存続します。）

巡查の名称がいつ、どのようなことから使用されるようになったかは、「庁府県警察沿革史1 警視廳史稿卷之一」に「邏卒ヲ巡查ト改稱セシコト文書見ル所ナシ：：後考ヲ俟ツ」とあるように不明です。

元愛知県警部の岡忠郎氏は、その著「明治時代 警察官の生活（昭和四十九年雄山閣出版発行）」の中で、巡查の名称は「元治元年（㊦ 西暦一八六四年）徳川幕府が：：巡邏規則を定めた」ことから、「：：巡查（巡邏警察の意）の名称を定めたものもここに由来している。」とされています。なお、同書には「警察ということばは、語義的には“警戒査察”を意味する」ともあります。

日本警察の父と言われる川路利良大警視が、明治六年に司法卿に提出した警察制度改革の建議書の中に巡查の名称が使われていますが、これは次の布告よりも一年後のこと

になります。

公文書での巡査の名称は次の太政官布告が初見です。

☆ 司法省中警保寮ヲ置キ官等ヲ定ム

明治五年八月二十八日 太政官布告 第二百四十三號

司法省中警保寮被置官等別紙表面ノ通被定候事(㊟) 別紙警保寮職制は略)

このときの階級・官位は次のようになっていました。ここに初めて「巡査」の名称が登場していますが、巡査の官位は等外で、正規の官員(公務員)とは認められていません。

大警視	七等	大警部	十一等	一等巡査	等外
権大警視	八等	権大警部	十二等	二等巡査	等外
少警視	九等	少警部	十三等	三等巡査	等外
権少警視	十等	権少警部	十四等		

のちに太政官布達(明治七年十二月二十日、第百六十八号)によって東京警視庁に設けられた警部補は十五等とされます。

同年(明治五年)十月に出された、「警保寮職制及び章程」には、警保寮は大警視・権大警視を「各府県ニ派出シ管下警保ノコトヲ監督シ：：」、警部と巡査は少警視・権少警視の「監視」を受けること、さらに巡査については、「番人十人毎ニ巡査一員ヲ以

テ定員トナシ各小区ニ分派シ小頭及番人ノ其職ヲ盡スヲ監ス」と定めています。当時の番人は質が悪く、指導監督を必要としたため、巡査を番人の監督に当てたのです。

その職制は東京府に例をとると、府内を六大区に分け、各大区は十六の小区として各小区に邏卒屯所(または分配所)を設けました。この屯所に組頭一人と組子(番人)三十人を配置、組子の中から選抜して小頭とします。組子は隔日に半数の十五人が上番、五人が一組となって計三組が昼夜の区別なく見張りや探索などを行いました。

一方「警保寮職制」の第二章第八条に「番人ハ居民ニ対シテ警保スヘキノ責ニ任シ居民ハ番人ニ対シテ警保ヲ受クヘキノ利ヲ有ス故ニ巡査及小頭番人ノ給料ハ其地方ノ居民之ヲ出スノ務アリトス」と規定して、翌六年一月に旧幕時代の自警組織であった自身番を制度化して、一等から三等までの番人を置きました。番人制度も江戸幕府時代の自身番制度と同様に、当時「民費」と言われた区町村の住民が拠出した費用によって運営されました。五年十月九日に出された「東京番人規則」にはこの民費の出金方法(割り当て方法)について定めていますので、参考に記します。

第五十一条 番人小頭以下ノ給料並給備物ノ入費等ハ其地方ノ居民ヨリ之ヲ出シ其出金法一ハ人員ニ割リ一ハ家産ノ見立ニ割リ一ハ地坪ニ割リ其三種ニ等差ヲ計リ平等ノ割ヲ以テ毎月末之ヲ取立ヘシ

巡査・邏卒・番人の関係について「警視廳史稿卷之一」は次のように説明しています。

「按スルニ當時巡査選卒番人ト各其名ヲ異ニスト雖モ其職務ニ至テハ孰レモ府下ヲ警
邏巡察シテ府民ノ安寧ヲ保ツノ職分タリ唯巡査ハ番人ヲ監督スルノ任ヲ帶ルアルノミ：
：巡査選卒ハ官費ヲ以テ成立シ：：番人ハ：：民費ヲ以テ成立：：」

明治七年一月十五日に太政官布達第六号「東京警視廳ヲ置キ警視長以下官等ヲ定ム」
によって東京警視庁が発足しました。東京警視庁は翌七年二月に巡査を等外としながら
も一等から四等に区分したうえで、選卒と番人の一部を巡査に採用（昇格）し、選卒屯
所を巡査屯所と改称しています。これによって選卒と番人は廃止となりました。

☆ 東京警視廳中巡査ヲ置キ等級ヲ定ム

明治七年二月五日 太政官布告 第十五號

東京警視廳中巡査被置等級左ノ通被定候條此旨布告候事

一等巡査 等外一等 二等巡査 等外二等
三等巡査 等外三等 四等巡査 等外四等

同年十月には、次の布告によって、東京警視庁につづいて全国で巡査の名称が使用さ
れることとなります。一等巡査から三等巡査までの三階級で、官位が等外であることは
そのままでしたが、四等巡査は廃止されました。

☆ 警保寮中巡査ヲ置ク

明治七年十月二十日 太政官布告 第三百十四號

警保寮中左ノ通被置候事

一等巡査 等外一等 二等巡査 等外二等
三等巡査 等外三等

巡査の名称も地方ではなかなか普及しないため、政府は第一段階として八年（西暦一
八七五年）三月に「行政警察規則」の制定を機会に、これまで捕亡吏、取締組、番人な
ど、各府県がまちまちに使用していた名称を全国的に「選卒」に統一します。

続いて第二段階として同年六月二十日から開催された、わが国最初の地方長官会議に
おいて、東京警視庁に倣って選卒を巡査と改称することが提案され、採択されました。

その結果、十月二十四日付で「選卒ヲ巡査ト改メ等級月俸左ノ通相定候條此旨相達候
事（太政官布告 第百八十二号）（㊦）等級月俸は略」と、既に巡査の名称を使って
いた東京府を除いて、全国に示達されました。

これによって各府県の選卒はようやく巡査の名称で統一されたとされていますが、滋
賀県では十一月五日になって改めて「當縣選卒自今巡査ト改稱候條此旨相達候
事」と通達していますので、実際に巡査の名称で全国統一されるには、もうしばらくの
月日が必要だったと思われます。

長く等外の地位にあった巡査が判任官待遇となり、官員としての身分を得るのは、こ
れよりも十七年後の明治二十四年八月のことになります。

原典は筆者の記録忘れのため不明



図一 「イラストレイテッド・ロンドン・ニュース」明治10(1877)年10月13日号

巡査は「手棒」をいわば柄の部分を下にして、棒先を後ろの上にして、脇に抱え込んで携行したようです。

中央で剣を持つのは警部以上の階級にある者でしょう。

第二章 警察官吏の帯剣

1 帯剣のはじまり

明治新政府は明治元年（慶応四年）西暦一八六八年）三月に「政體書」を公布して三権分立制度を打ち出し、中央の機関として七官二局を設けます。ここで官というのは、今でいう省と考えればよいでしょう。この七官の中に治安担当機関として軍務官と刑法官があります。軍務官は本来は軍事機関ですが、世情人心ともに安定しない混乱期であったため、東京・京都・大坂の府県兵を直接に、地方の藩兵を間接に指揮監督する権限を与えられ、警戒や警備を担当し凶徒の鎮圧をするなど治安維持に当たりました。また、刑法官は犯罪捜査や犯人逮捕など、司法警察と裁判権を司ったのです。

二年七月には軍務官が兵部省に、刑法官が刑部省に改称されました。四年七月には刑部省を廃止して司法省が新設され、それまで兵部省が持っていた警察の管轄権は司法省に移されます。つまり、わが国の警察の態様は、軍政警察から司法警察へと移行したのです。

明治五年七月には廃藩置県となり、府兵や藩兵は廃止され代わって選卒となります。同年八月には司法省の中に警保寮が設けられ、全国の警察事務を統一して所管することとなったことはすでに述べたとおりです。

前記のように、選卒制度では巡查以下の帯剣は許されておらず、長さ三尺の木の棒を携帯していました。しかしこれではいかにも不体裁であるとの意見が強くなり、明治七年一月十五日、東京警視庁が設置されたときに警部以上の者に帯剣を許しています。(警部以上の者は帯剣が許されていたことは、多くの警察史やその他の文献にそのように書かれています。その根拠となる規則・通達は随分と探したのですが、見つけることはできませんでした。筆者としては文書による根拠ではなく、警部以上の者は身分上士分として扱われ、帯刀(帯剣)が認められていたのではないかと考えています。)

さらに同年七月には二等以下の巡查と選卒の監督のため、威容を整える必要があるとして、一等巡查に限って制服時の帯剣が認められることとなります。

☆ 一等巡查制服着用ノ節帯剣ヲ許ス司法省ニ知會セシム

明治七年七月二十二日 太政官布達 番外無號

司法省

一等巡查制服着用ノ節二限り帯剣差許候條此旨爲心得相達候事

翌八年三月に地方で警部の職を代行する巡查にも帯剣が許されます。

当時はまだ警部補(明治十四年十二月に格付け)と巡查部長(同二十三年三月に格付け)の階級は無かったので、巡查の直近上位は警部でした。

☆ 巡查ニシテ警部ノ職務ヲ行フ節帯剣苦シカラス

明治八年三月八日 内務省 達乙第三十一號

府 縣 東京府
ヲ除ク

巡查ニシテ警部之職務ヲ行フモノハ其節二限り帯剣不苦候條此旨相達候事

但劍並屬具共警察費ヲ以テ適宜調製シ各署へ備置入用之都度相渡候様可致事

士族の者が巡查になると次のような光景を見ることとなります。

☆ 明治九年三月四日(土曜日) 朝野新聞 海内新報

鶴ヶ岡縣にて巡查の装束ハ羽織袴も有りまた洋服も有り何れも帯刀にて官棒を携へ巡行することとなり

帯刀禁止の布告が出されたのは、この報道のすぐあとの二十八日のことでした。

☆ 明治九年三月二十八日 太政官布告 第三十八號

自今大禮服用并二軍人及ヒ警察官吏等制規アル服装用ノ節ヲ除クノ外帯刀被禁候條 此旨布告候事

但違犯ノ者ハ其刀可取上事

この帯刀禁止について、山形県から何いが出されています。

☆ 山形県ヨリ内務省へ伺 (明治九年六月廿日)

伺 第一條 各屯所詰一等巡查ヲシテ警部代理ヲナサシメ事務爲取扱可然哉

第二條 前條ノ如ク一等巡查ヲシテ警部代理爲致候節ハ警部同様佩劍可然哉
第三條 警部市在巡視ノ際制規アル服ノ内正帽ノミヲ着ケ巡視候節ハ佩劍不苦哉
右件々相伺候也

帶刀禁止の布告のすぐ後とはいへ、警部代理の場合の巡查の帯劍はやはりだめという回答が出されました。

☆ 指令（七月七日） 書面 伺ノ趣 左ノ通可相心得候事

第一條 警部差支ノ節ハ 伺ノ通

第二條 佩劍ノ儀ハ不相成候事

第三條 制帽ノミ相用ヒ佩劍候儀ハ不相成候事

☆ 明治九年八月五日（土曜日） 大坂日報 雜報

兵庫縣の警察ハ一等巡查ばかり非常を戒るためサーベル（洋劍）を帶る事を評議の上警部へ上申して警部の決斷をとつて當時は内務省へ窺ひ中だとの風説

☆ 明治九年十月二十日（金曜日） 東京日日新聞 雜報

今度警視廳より各署中の各局へ廳員制服を着用の節に外套を用ふる義ハ左の通心得よと達せられしが其箇條ハ

第一に帶劍の節晴天と雖も防寒の爲に定制の雨衣またハ引廻を着用するハ苦しからず

第二ハ局中并に署内の事務所に於ても前同斷のこと但し外來人に應接する時ハ斟酌す

べし

第三ハ帶劍せぬ時ハ適宜の外套を着用するも苦しからざる事
以上の三ヶ條なる由

明治十年（西曆一八七七年）二月、西南戦争が始まります。徵募に応じた巡查たちは、巡查では帯刀が許されないたため、「警視」隊と称して、堂々と帯刀して出征しました。

☆ 明治十年三月九日（金曜日） 讀賣新聞

近々巡查で警部の職務をとるときに限り帶劍ハ苦しく無いといふことに極り此劍ハ兼て其筋へお備へに成つて入用のときに渡されるのだといふ

広く巡查に帶劍が許されるのに先立つこと四年、次のような新聞記事があります。これも職務による帶劍許可ということになります。

☆ 明治十年六月十四日（木曜日） 大坂日報 雜報

府下各警察署へサーベルを備へ置れ非常の節臨時警部代理を一等巡查へ委任せらる、時に帶劍致すべしと一昨十二日それぞれ廻達になりたりと云ふ

☆ 明治十年八月八日（水曜日） 大坂日報 雜報

堺縣下警察署も當府の如く現今一等巡查の内拔萃にて警部代理サーベル携帯の由しかし、西南戦争は九月二十五日に終わります。このあと巡查帶劍についての報道は

しばらく途切れますが、一年半ほどで次の記事をみます。

☆ 明治十二年二月十三日（木曜日） 東京日日新聞 雜報

大臣參議の邸を護衛の巡查ハ以來官棒を止めて洋劍を佩用することに定められたりと

明治十四年一月十四日に再設置された警視庁は、同年三月十六日内務省に次のような巡查帶劍の上申をしました。

「從來本廳巡查ヲシテ三尺許リノ木梃ヲ携帯セシムルハ騷亂ノ餘強賊ノ横行ヲ防禦スルニ必須ナルガタメナリト雖モ今ヤ一般帶刀ヲ禁シ強賊跡ヲ絶ツノ日ニ在テ猶此ノ如キハ當ニ無用ナルノミナラズ頗ル鹿野ノ態ヲ免レズ歐州各國モ亦巡查ヲシテ帶劍セシムルガ故ニ本廳モ亦此例ニ依リ今後帶劍ニ換用シ從來ノ木梃ハ交番所ニ備置シ夜間等便宜携帶セシムコトヲ：：」

いち早く、次のような巡查帶劍の動きを伝えた記事があります。

☆ 明治十五年五月六日（土曜日） 伊勢新聞

今度巡查の携帶する棒を廢せられ更らに刀仕込の「サーベル」を佩用せしめんと目今評議中なりと

三重県警察史では、巡查帶劍ののキツカケについて次のように説明しています。

「たまたま（明治）十五年十一月三十日東京本所亀戸村巡查派出所勤務の永谷・針ヶ谷兩巡查が棍棒携帶だけであつたため賊に刺され殉職するという事案が起り、これが直接動機となつて帶劍許可令が出るにいたつたのである。」

前記「警視庁史稿」は、針ヶ谷巡查は「賊ノ踪跡ヲ失ヒ」、永谷正助巡查とたまたま「巡行」中の榎崎善三郎巡查の兩名が「其職ニ死ス」としています。この事件を報じた東京日日新聞も殉職者は水谷・榎崎兩巡查であり、もう一人の巡查は派出所に残つたとしています。この記事には見逃すことのできない一節があります。官棒には鐙が無いために、賊の一刀を受けることができず、切られたというのです。

「：：榎崎氏が追すがりし賊ハ引返すよと見る間に一刀拔はなし頭上を目がけて切つくるを官棒取て請留しが棒には鐙のあらざれ。パ肩先深く切れし：：」

すべての巡查に帶劍が許されたのは、東京で兩巡查が殉職した二日後のことでした。これが巡查帶劍のはじまりとされています。

2 巡查帶劍

☆ 巡查ニ帶劍セシムルコトヲ得

明治十五年（西曆一八八二年）十二月二日 太政官布達第六十三號

廳 府 縣

自今巡查二帶劍セシムルコトヲ得ベシ 此旨相達候事

この巡查帶劍制度の布達は、その後明治二十九年十一月（勅令第三百六十八号）の警察官の服制改正に引き継がれ、以後は服制の中で規定されるようになります。

滋賀県警察史は、巡查帶劍について次のように記しています。

「一般巡查の帶劍は：：全国いっせいにこれを許されたが、当時の劍は日本刀であった。明治初年のころ、一般が帶刀しておった時に選卒の帶刀を禁じてこん棒を携帶させ、明治九年三月一般に帶刀を禁止して（註）今回は）反対に巡查に帶劍を許したのは皮肉な現象であって、同時にまた為政者の苦心がしのばれ、帶劍が護身用とともに、巡查の威厳とその体裁を保持することがまた重要な目的であったと思われるのである。」

☆ 明治十五年十二月八日（金曜日） 東京日日新聞

巡查に帶劍を許さるゝの布令ありしに依り漸々施行の筈なれど普通の劍にてハ長きに過ぎ進退の自由ならざるにより特に短きを用ひしめらるゝの評議あるよしに聞けり

巡查帶劍の布達にあわせて、内務省は帶劍の心得を定めています。

☆ 巡查帶劍ノ公達ニ付心得方

明治十五年十二月二十二日 内務省達 乙第七十一號

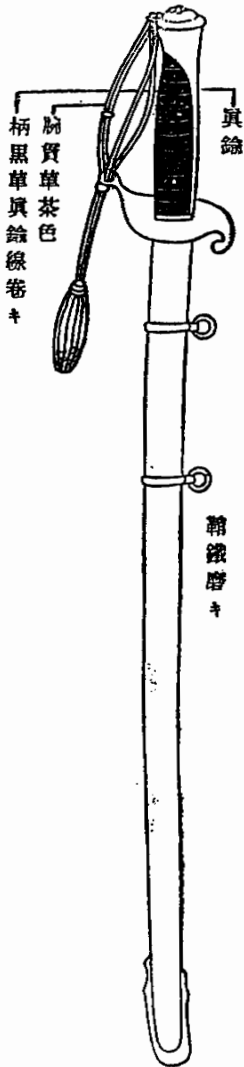
警視廳

府 縣 東京府
ヲ除ク

今般六拾三號ヲ以テ巡查ニ帶劍セシムル義公達相成候ニ付テハ左ノ二項可心得此旨
相達候事

但調製費用ハ警察費ヲ以テ支辨ス可シ

一 劍ハ日本刀ニシテ製作及ヒ革帶ハ圖ノ如シ



但シ従前各署ニ備置ク洋刀ノ分モ當分取雜セ帶用シ苦シカラス

一 帶劍者ハ：：兇賊逮捕ノ際ト雖トモ不得已場合ニ在サレハ拔劍スルヲ得ス

この通達では刀身は日本刀と文字で書かれています、図にある外装は洋劍拵そのものです。

☆ 明治十六年一月十六日（火曜日） 時事新報

洋刀出來 本年より巡査に帶劍せしめらるゝに付大坂警察本署にては右劍の製作方を大坂鎮臺砲兵工廠へ依頼されたりしに此程出來上りになりたれば近々警察署へ引渡さるゝと云ふ

前年末に巡査帶劍の公達があつたにもかかわらず、次のような記事もあります。前記のように、伊勢新聞が半年前に、東京日日新聞が半月前に報じていることにくらべて取材能力の違ひでしょうか。

☆ 明治十六年一月二十三日（火曜日） 郵便報知新聞

官棒を横へた儘 巡査帶劍と決定 今度一般の警察事務を改革せらるゝよし頻りに沙汰するものがあるが、未だ判然たる事ならず、但し府下巡査の帶劍はいよゝ近々實施さるゝとのことにて、帶劍のまゝ官棒は従前の通り携帶せしめらるゝ筈なりと。

☆ 明治十六年一月三十一日（水曜日） 東京日日新聞 雜報

擊劍獎勵 巡査の擊劍を猶ほ一層獎勵せらるゝよしにて府下各屯所の擊劍日に八方面監督が臨場することに定められたりと云ふ

「調製費用ハ警察費ヲ以テ支辨」のため、次のような記事を見ます。

☆ 明治十六年二月一日（木曜日） 東京日日新聞

府下の巡査も本年一月より帶劍せしめらるべき筈なりしが劍ハ一本に付き平均四圓づ

ゝの見積りなれば總價額一萬圓以上に及べば本年度の警察費にてハ購求すべき余贏なきを以て十六年度の警察費にて購求の見込なりと聞く

② 劍一本が平均四圓とありますが、当時の巡査の月給は一等巡査が九圓、

二等巡査が八圓、三等巡査が七圓、四等巡査が六圓でした。

☆ 明治十六年二月十日（土曜日） 伊勢新聞

○各府縣の巡査が三月一日より帶劍を佩ぶることになりしも七圓（② 月給）以下の巡査は矢張三尺棒を携帶する筈なりと○今般巡査に帶劍を許さるることになりしより、當縣にては來月十五日より夫々帶劍せしめらるるよし。既に當津警察署に於ても鐵も斷つべしという三尺の秋水（② 日本刀のこと）を數十本取寄せられしと聞きぬ

この伊勢新聞によれば刀身は日本刀ということになります。大量の需要と製作費を考へれば、刀身は鍊鉄だつたのではないでしようか。

新聞では警察費に余裕がないため、十六年度に購求の見込みと伝えられた東京府も、費用をなんとか捻出したようです。

☆ 明治十六年二月十二日（月曜日） 東京日日新聞

巡査の佩劍 警視廳巡査の佩劍ハ兼て日影町なる小松原茂助氏へ誂へられたる三千本のうち千五百本ハ既に出來し跡の千五百本ハ來る三月中にハ必ず出來すべきよしなれば巡査の帶劍ハ四月一日より施行せらるゝよしなり

滋賀県で各署長宛に出した二つの通達のうち、第十号を見ると刀の取扱いがよくわかります。

☆ 明治十六年六月四日 署第九号

明治十五年第六十三號公達ニ據リ自今各署長ニ於テ適宜巡查ヘ帶劔セシムル事ヲ得ベシ此旨相達候事

但各署巡查定員ニ應ジ制劔下渡候條從前調整ノ分モ當分取交ゼ相用ベク儀ト心得ベク事

☆ 明治十六年六月四日 署第十号

巡查帶劔取扱心得別紙ノ通相定メ候條此旨相達候事

巡查帶劔取扱心得

第一條 帶劔ハ職務上自身ヲ擁護スル要具ナレバ非常ノ場合ト雖モ深く注意シ粗略ノ取扱ヲ爲ス可カラズ最モ兇賊拒捕ノ際ト雖モ止ムヲ得ザルニアラザレバ拔劔スル事ヲ得ズ

第二條 外套ヲ着用スルモ外面ニ佩用シ雨中ハ外套ノ内ニ帶ビ柄ヲ外面ニ露ハスベシ
第三條 鞘及ビ中身ハ常ニ手入ヲナシ降雨ノ節ハ猶更ニ注意ヲ加ヘ其時々必ず油ヲ塗り錆等ヲ生ゼシムベカラズ若シ錆等ヲ生ゼシ時ハ磨粉ヲ以テ磨キ取ルベシ決テ金石等ヲ以テ磨擦スベカラズ

第四條 休暇歸省等ニテ一〇日以上勤務ニ從事セザル時ハ手入ヲナシ用度專擔員ヘ差出シ歸署又ハ出勤ノ上更ニ受取ベシ

第五條 警察署及ビ分署交番所等ニ於テ適宜佩劔點檢法ヲ設ケ時々検査スベシ

山形県警察史(下卷)によれば、同県では十六年八月五日から「初めて巡查一般に帶劔の制度を採用した」のですが、太政官布達が「帶劔セシムルコトヲ得」となっていたことから県議会が反対したようで、次の一文があります。

「県会では帶劔購入予算の審議にあたり、「東京などところがって平穩な山形に警察官の帶劔は必要でない」といって強力に反対したが、折田県令(㊟ 県知事)は強引にこれを押し切り、この制度を用いたのである。」

拔劔使用が乱用されたせいでしょうか、より厳しい条件が付けられました。

☆ 巡查帶劔心得方

明治十七年一月二十一日 内務省達 乙第三號

警視廳 府縣 東京府
ヲ除ク

明治十五年當省乙第七拾壹號ヲ以テ巡查帶劔者不得止場合ニ非サレハ拔劔スルヲ得サル旨 相達置候處 尚ホ左ノ各條ノ通可相心得此旨更ニ相達候事

但第一條ノ場合ニ非スシテ傷害スルニ於テハ假令過誤ニ出ルモ都テ法衙ノ處分ニ付スヘシ

巡查帶劍心得方

第一條 帶劍ハ左ノ場合ノ外拔劍スルヲ得ス

一 兇器ヲ持シ人ノ身體財産ニ對シ暴行ヲ爲シ拔劍スルニ非サレバ保護スルニ術ナキトキ

一 暴行人兇器ヲ持シ拔劍スルニ非サレハ防禦スルニ術ナキトキ

一 犯罪人逮捕ノトキ又ハ逃囚追捕ニ際シ兇器ヲ持シテ抗拒シ拔劍スルニ非サレハ防禦スルニ術ナキトキ

第二條 前各項不得止場合ニ際シ拔劍スト雖モ兇人畏服ノ模様アルニ於テハ穩ニ取押フヘシ

第三條 不得止場合ニ際シ拔劍スト雖モ關係ナキ者ニ負傷セサル様深ク注意スヘシ

第四條 拔劍シタルトキハ兇人ヲ傷スルト否トニ拘ハラス其景況ヲ速ニ所屬長二具申スヘシ

「調製費用ハ警察費ヲ以テ支辨」のための予算不足は警視庁だけでなく、また、製作者の心配等の都合もあって、帯劍がかなり遅れた県もあったようです。

☆ 明治十八年六月二日（火曜日） 東京繪入新聞

巡查の警棒をやめて帯劍に 和歌山の巡查 同縣の巡查は從來警棒を携えられしが、來る七月一日より帶劍に改正められるに付き、大坂府下本町の刀商へ劍七百振註

文あり、不日出來のはずなりと

次の記事を見ると、署長は帶劍してなかったようです。理由はわかりません。

☆ 明治十八年十一月十二日（木曜日） 朝野新聞 雜報

署長の帶劍 府下各警察署長ハ是まで帶劍をせられざりし處昨日より帶劍せられたり 滋賀県では明治十九年に「巡查服装心得（丁第八十五号）」を定め、明治十六年六月四日の「巡查帶劍取扱心得（署第十号）」を廃止しています。新しい「巡查服装心得」の中には、帶劍關係の条文が三ヶ条ありました。

第六條 帶劍ハ上衣ノ下左腰二位セシメ柄ヲ前二出シ左手ニテ握リ歩行スベシ其歩行セ

ザルトキハ柄ヲ握ラザルモ劍ノ位置ヲ變ズベカラズ

第七條 外套ヲ着用スルモ劍ハ外面ニ佩用シ雨中ハ其内ニ帶ビ柄ヲ外ニ露スベシ

第十一條 帶劍其他ノ金屬類ニ錯ヲ生ゼシムベカラズ且ツ之ヲ磨クニ金石等ヲ用ユルヲ得ズ

これまで警察官（当時は警部補以上の階級にある者のみを警察官と言ひ、等外の身分にある巡查は警察官には含まれていません。これは先の終戦直後までつづきます。）が使用する劍の様式については特に規定がないため、適宜のものを佩用していましたが、明治二十二年になって初めて刀や刀帯について全国統一の制式が定められました。

☆ 明治二十二年十二月二日 勅令第二百二十二號

警察官及消防官帶劍ノ制左ノ通定ム

但明治二十四年一月迄ハ従來用フル所ノ刀劍ヲ佩用スルコトヲ得

以下「劍制圖例」となりますが、これを見ると「(名稱)刀」の中身は「鍊鐵」、鐔は「金色 櫻唐草」、柄は「藍鮫」、鞘は「鐵」で、外装は洋劍拵(サーベル)で僅かに反りの付いたものになっています。

翌年内務省から出された服装規則には刀劍関係の条文が三ヶ条ありました。

☆ 明治二十三年七月二十九日 内務省訓令第二十七号

警察官及消防官服装規則

第十八條 刀ハ室ノ内外ヲ問ハズ上部ノ鑲ヲ刀帶ノ鈎金ニ掛ケ乘馬ニ在テハ之ヲ掛ケザルヲ法トス

第十九條 刀帶ハ其正衣ヲ著スルトキハ衣ノ上ニ常衣ノトキハ衣ノ下ニ締ムルモノトス
第二十條 正緒ハ正装禮装ノトキ常緒ハ常装ノトキ刀柄ニ装着ス

3 津田三藏巡査の刀

明治二十四年(西曆一八九一年)五月十一日(月曜日)滋賀県大津において、来日中のロシア国ニコライ・アレキサンドロヴィツ皇太子の警備のため、沿道で立番中の守山警察署勤務三重縣士族津田三藏巡査が同皇太子に切りつけた、いわゆる大津事件(湖南事件とも)が発生しました。このとき津田巡査が用いた刀は、同月二十七日に出された大審院判決文の末尾に、「犯罪の用に供したる刀ハ滋賀縣廳に還付す」とありますので、県からの貸与品であったことは明らかです。

津田巡査の帯剣については、昭和四十九年五月に社会問題資料研究会が発行した「大津事件に就いて(上)」の、「兇器」の項に詳細に記されています。同書は全体に事件についての調査報告書の形で書かれています。筆者、文中で「予」と称している人物の氏名はもとより、職名(肩書き)も記載がなく、不明です。発行者である同研究会の意図は原本復刻にあるようで、解説も付いていません。ただ、同報告書の筆者が書いた「はしがき」の冒頭に、「本夏七月余は突如司法省から大津事件に就いて調査研究を命ぜられた。……とあり、続く「緒言」には、「……わが司法部の大先輩たる前内閣總理大臣平沼麒一郎閣下は……とありますので、司法関係者であることはわかります。このはしがき、緒言にも筆者の氏名だけでなく、年月日も記されていませんので、この報告書がいつ書かれたものかわかりませんが、文中に「到底半世紀前の血痕とは認められない」とありますので、昭和初期のころと推察しています。

兇器についての関係部分を引用記載します。

「本件犯行用に供したる兇器は、被告が當時佩用せる洋刀である。滋賀縣警部長齋藤秋

夫が兇行後裁判所に發した回答によれば、右は被告奉職中貸渡したる官有物であつて、該兇器は現在(㊦)この文が書かれたのは、昭和初期のころと思われれます。(滋賀縣廳に函入りのまゝ、嚴重保管せられて居る。全長二尺五寸二分位、刀身長さ一尺九寸三分、刃巾鐔元にて一寸、柄の長さ五寸九分位、鐔の番號九十九である。)

被告は自己の不手際を、洋刀の責に歸さうとでもするのか、右洋刀に凡ゆる罵詈謗を加へて居る。

例へば、右洋刀を以て“田樂の火箸の様なもので自分の腕には足らぬ”と云ひ、また“日本刀なれども極く粗末にて切ればそるものなり”と云ひ、また“彼の様な刀にては役に立ちません”“一刀斫り付くるや否バツト血煙り出て之れでは足らぬと又一刀斫り付けたるも片手にて斯様なペロペロせし刀なれば思ふ様には行かず、尚突くか切るかせねばならぬと思ふ内云々”と云ふて居るが、予が實物を檢分したところによると、現在の洋刀とは違つて、相當分厚な日本刀であり、鈍刀ではあらうが被告の罵倒するほどペロペロなものではない。刃巾も廣し、鞘も太く、がんじょうな軍刀めいた代物である。予は一見して殺人の兇器として十分なものと認めた。なほ刀身には、現在でも血痕夥しく存し、しかもその色は、到底半世紀前の血痕とは認められない程の新らしきであつた。錆も多少あるやうだが、刀身も相當光つて居る。

また、切先より四寸八分の箇所には明白なる刃こぼれがあり、その状は上圖の如くである。(㊦)上圖は略)また問題の刀身の灣曲は、別紙寫眞その二に特示したやうに、(㊦)写真二枚は略)極くわずかなもので、書類で感じた程のものではなかつた。これ等の刃こぼれ、刀身の灣曲は如何なる際に生じたかは確言し得ないが、被告は、“よき音はしたれども別に刃の缺けたると云ふ様な手答へはなかりし”と辨解して居る。

文中に、刃が欠け刀身が曲がっているとありますが、これは津田巡查の腕のせいではなかつたやうです。同巡查が凶行に及んだときに帯剣を落とし、これを拾つた車夫が同巡查に切り付けて傷を負わせていますが、このときに生じたやうです。同書には、続いて「大津地方裁判所検事局保管書類中より」として、同「裁判所の検事正より宮内省式部官齋藤桃太郎に宛てたる書面(明治二四年五月一二日附)一案」と題した引用文があります。そこには次のように記されています。

「……右帶劍ハ行兇者津田三藏ニ於テ露國殿下ニ對シ傷ヲ負ハセ參ラセタル節ハ別ニ刀身ニ損傷ハ生セザリシモ後車夫ニ於テ行兇者ヲ斬伏セタル際斯ノ如ク刀身ニ屈曲ヲ生ジタル哉ニ被考候……」

津田巡查が用いた「刀」の刀身は、明治二十二年に出された勅令によれば「鍊鉄」であるはずで、当時はすべて「洋刀」と報じています。これは外装(拵え)がサーベル仕立てのためと思われれます。しかし、本人は日本刀と思ひ込んでいたやうであり、前記

「兇器」の項に「実物を検分」した結果として「洋刀とは違つて、相當分厚な日本刀であり、」とありますので、刀身は日本刀だったのでしよう。

明治廿四年五月十二日（火）の東京日日新聞は、事件に先立つ九日の午後、同皇太子が湊川神社参詣のうちに、日本刀の献上があったことを報じています。

「：：同神社宮司折田年秀氏は茲に伺候し日本刀一口（是は去十八年七月楠氏五百五十年祭の時月山貞一が鍛へたるもの）及び：：油繪額の写真とを献上し：：」

ニコライ皇太子は、明治二十七年にロシア国皇帝となつてニコライ二世を名乗りましたが、日露戦争を経て大正六年（西曆一九一七年）三月十二日には共産党革命が起り、退位を強制されて同月十五日に退位、翌年七月十六日、ウラルのエカテリンブルグで妻子とともにボルシェビスト委員によつて殺害されたと伝えられています。ロマノフ王朝最後の皇帝として名を残した非運の人です。

犯人の津田三藏は無期徒刑（無期懲役）の判決を受けますが、事件のときに受けた傷がもとで、事件の四ヶ月後に釧路で獄死しています。

この事件はその内容とともに、皇族に対する傷害の罪で処罰すべきか、一般人に対する傷害をもつて処罰すべきかの法律論争でも知られています。

この大津事件の直後に「巡查の帯剣廢止論」と題した評論が出ました。

☆ 明治二十四年六月六日（土曜日） 扶桑新聞（扶桑評論欄）

：：：巡查帯剣の事たる元と無用なり徒に人心に不良の感觸を與へ而して又巡查其自身には適々以て封建の殘夢を夢想せしむるあるに過ぎず：：之を使用するが爲めか巡查をして故なきに私威を張らしめ事なきに帯剣を濫用せしめ爲めに警察の權保護の徳に向つて好からざるの感情を呼びたるの場合之無きにあらず爲めに良民を傷害したるの事實往々吾人の耳目に觸れ來ることなき能はず、是豈に宜しく廢止すべきものならずや吾人は之れが爲めに廢劍せよと謂ふにあらずと雖も大津事變も亦帶剣濫用の一にあざらざるや：：

こうした帯剣反対論も世論とはならず、巡查帯剣は続きます。

4 その後の巡查帯剣

明治二十九年の巡查服制の改正（勅令第三百六十八号）施行は三十一年四月一日では、「（名称）劔」の中身は「日本刀」と明記され、鐔は「眞鍮」で柄は「黒革」、鞘は「鐵磨キ」として警察官と巡查の身分の違いを明らかにしています。

その後数回の服制の改正があつて、明治四十一年二月五日（勅令第七号・第八号）の改正で短刀・短劔の佩用が認められます。これまで短劔の佩用は、消防官のみに認められていました。

この勅令第七号「警察官及消防官服制改正ノ件」での服制図例では、短刀の中身は

「鍊鐵」、柄は「白鮫」、鞘は「黒革（警部は總鐵磨）」となつています。この図例の備考欄に「短刀ハ警視廳消防本部長タル警視消防士及消防機關士ニ限り之ヲ佩用スルモノトス」とあります。

勅令第八号の「巡查服制改正ノ件」での服制図例では、これまでの「劔」に「長劔」と「短劔」が加えられています。

「劔」の鞘は「長一尺六寸乃至二尺」、「長劔」の鞘は「長二尺七寸」で中身は「日本刀」です。「短劔」の中身については触れられておらず、鞘は「長一尺一寸」です。短劔の柄には劔や長劔と違って拳を防護するための弦がありません。

圖例の備考欄には

- 一 長劔ハ乗馬勤務ノ者之ヲ佩用スルモノトス
 - 一 短劔ハ水上警察署勤務ノ者之ヲ佩用スルモノトス
- となつています。

☆ 明治四十一年二月六日（木曜日） 東京日日新聞

警察官、消防官などの服装を改正 警視廳の服制改正 昨日公布されたる勅令第七第八兩號を以て警視總監以下警察官消防官及巡查の服制改正せられ直ちに實施さる、由なるもたぶんは六月一日より實施：：劔には長短の二種を設けられ長は陸軍將校の劔に似短は海軍將校の短劔に似たるものにて短劔は警視廳の各部長各警務長消防士及び水

上勤務の者のみ佩用するを得る事に定められ巡查のは是迄と大差なし

明治二十四年六月に巡查帶劔無用論（扶桑新聞）があつたことは前述のとおりですが、愛媛県警察史（第二卷）には警察官の服制改正にかかわる新聞報道が引用されていますが（大正十三年九月四日、海南新聞）、その引用記事の中に「警官の廢劔論や短劔論者が内務省や警保局や警察官連中に大分殖えて来た事は事実であるが、：：」とありますので、巡查帶劔の廢止については、常にあつたものと思われま

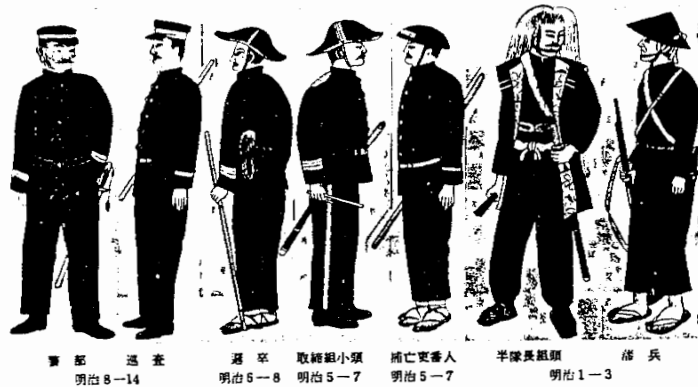
さらに昭和十年六月二十日には二件の服制改正の勅令が出されました。このときの服制は、後述のように代用品使用等はありませんが、基本的には戦後まで存続します。

「警察官及消防官服制改正ノ件（第百六十七号）」では、「刀」の柄は警視總監が「鼈甲」で、警部補以上警視庁の部長や府県の警察部長までの柄は「藍鮫」、その中身はともにこれまでの「鍊鐵」を「日本刀又ハ鍊鐵」として、本人の意向によって、日本刀を仕込むことを認めています。

また、この勅令の別表「服制表」の備考欄には、短刀の佩用についての規定があります。

- 一 短刀ハ消防、水上又ハ交通取締ノ勤務ノ者及土地ノ状況又ハ勤務ノ性質ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ樺太廳長官又ハ廳府縣長官ノ指定スル者主務大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ佩用スルモノトス

三重県警察史（第三卷）より
警察官吏の服制（服装・装備）の変遷



警部 巡査 巡卒 取締組小頭 捕亡番五人 半隊長風頭 隊兵
明治8-14 明治6-8 明治5-7 明治5-7 明治1-3



警部 巡査 巡査 警部 警部 巡査
昭和21 以降 明治41年-昭和11 赤膚草 明治23-41

「巡查服制ノ件（第百六十八号）」の別表では、「刀」も「短刀」も中身はともに「日本刀」で、鞘はニツケルメッキとなつています。今回これまでと大きく変わった点は、巡查の刀は洋剣拵のまま柄に拳防護の弦が無くなったことです。

この別表の備考欄には

一 短刀ハ水上又ハ交通取締ノ勤務ノ者及土地ノ状況又ハ勤務ノ性質ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ樺太廳長官又ハ廳府縣長官ノ指定スル者之ヲ佩用スルモノトスとあります。

この二つの勅令の施行は昭和十一年四月一日となっています。

栃木県警察史（下巻）は、「来春四月からお巡りさんの服装がスマートになる：：刀のツカ鍔等金色は従来の真鍮から全部金色に変わり：：又従来警部補以上の刀の中味は練鉄だったが日本刀を使用する事を許して居る：：。」と報じた昭和十年六月二十二日の下野新聞の記事を紹介しています。

三重県警察史によれば、同県ではこのときに佩剣を新調したようで、次の通達ではその理由を説明しています。

☆ 昭和十一年三月二十日 警発一六一三号

本県ニ於テハ：：本年四月一日ヨリ県下一斉ニ之ガ実施相成候処右ハ警察官吏ノ威容ヲ整フルト共ニ職務執行ニ便ナラシメ常ニ清新ニシテ緊張セル気分ヲ以テ職務ニ当ラ

シムルノ趣旨ニ出テタルモノニ有之候：： 巡查ニ貸与スル刀ヲ改正施行ト共ニ多額ノ経費ヲ要スルニ拘ハラズ之ヲ全員一斉ニ新品トナシタル理由ハ現在貸与ノ刀ハ明治二十二年一般巡查ニ帯剣ガ認めラレシ以来ノ古品多クシテソノ刀様一定セザルヲ以テ今回改正ニ際シ威容ヲ整フルト同時ニ真ノ実行行使ノ必要上ニ出デシモノナレバ：： 大切ニ取扱ハシメル：：：

福井県警察史（第二巻）には、この新服制を紹介した四月二日の福井新聞の記事が引用されています。見出しに「：： 佩剣は依然 時代味」とあり、本文の中でも「：： 腰のサーベルが 聊 時代臭いが、超非常時でこれだけは我慢してもらふことにして：：」とあります。

その後日華事変等が起こり、物資不足が深刻となります。そのため昭和十三年七月六日には「（内務省発警第四十四号）服制並ニ給貸与品中代用品使用方ニ関スル件」で、「：： 當分ノ内努メテ古物ノ修理品ヲ充當シ又新規購入ノ已ムヲ得ザルモノニ對シテモ：： 相當ノ代用品ヲ採用セラルル様致サレ度：：」

として、刀柄や刀帯について具体的に次のように指示しています。

金屬類製品―刀柄：： 等金色金屬製品ハ金鍍金ノ要ナク眞鍮其ノ他地金色ノ儘トスル

コト

刀 柄―舊式在庫品アル向ハ其ノ儘復活使用スルコトヲ得

皮革製品：： 刀帶、刀緒：： 等革製品ハ擬革ヲ用フルコト

昭和十六年八月二十三日には内務省視警第五十一号で、防空警備に従事する警察官吏は長刀では活動を阻害するという理由から短刀の佩用が認められています。

さらに昭和十九年十二月六日には勅令第六百五十五号で、一定の手続きを経て「銃、拳銃、又ハ本表ニ定ムル制式ニ依ラサル刀ヲ帶用セシムルコトヲ得ル」ことになり、軍刀を腰にする警察官も居たと言われます。

なお、警察官の拳銃携帯について簡記すると、大正十二年十月二十日勅令第四百五十号（警察官服制の改正）・四百五十一号（巡查服制の改正）で、

「土地ノ状況又ハ勤務ノ性質ニヨリ必要アルトキハ樺太廳長官又は廳府縣長官ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ拳銃ヲ帶用セシムルコトヲ得」

として、警察官（警部補以上）と巡查が同日付で初めて拳銃を携帯することが認められ、制度化されました。これ以降全国の各府県ごとに整備されて行ったのです。

ちなみに、郵便配達夫の拳銃携帯はこれよりもずっと早く、明治八年三月七日、内務省達内第五号によって許可されています。

終戦後は拳銃携帯を自発的に差し控え、もっぱらサーベルを佩用していましたが、昭和二十一年一月十六日付で連合国司令部から日本政府に宛てた「日本ニ於ケル警察官ノ武装ニ関スル件」の覚書により、警察官の拳銃携帯が許可され、逐次警察官が携帯する武器は警棒に加えて拳銃へと代わり、今日に至ります。

第三章 警察官帯剣の廃止

1 大戦後の帯剣強奪事件

昭和二十年（西暦一九四五年）八月十五日、戦争は終わり、連合国軍最高司令部（GHQ）によってわが国の武装解除が行われました。九月二日にGHQが発した指令第一号（武装解除命令）の第一項の末尾には次の一文がありました。（くわしくは拙著「日本刀受難記」をご参照ください。）

「追テ指示アル迄日本国本土内ニ在ル日本国警察機関ハ本武装解除規定ノ適用ヲ免ルルモノトス 警察機関ハ其ノ部署ニ留ルモノトシ法及秩序ノ維持ニ付其ノ責ニ任ズベシ」これによって、軍隊なきあとの治安の維持は警察の責務とされ、警察官は武装解除から外されて、職務執行上の武器として戦後も警察官の帯剣は続きました。

民間武器の回収にかかわらず、警察官のみは武装解除から除かれたことを氣遣ったのでしよう、愛媛県警察史（第2巻）によれば、同年九月二十七日、警保局警務課長名で出された、「民間の武器引渡命令ニ対スル緊急措置ニ関スル件」の中で、

「警察官等の所持する刀剣、けん銃に対する特別措置は、職務上携帯するものに限り、これ以外の所持は一般の例による。さらに、刀剣回収保管にあたる警察官は、この取扱いに公正を期し、一般の誤解疑惑を招くことのないよう特に留意すること。」

とされています。

このように、警察官の武装は認められていたのですが、神奈川県警察史（下巻）には「進駐当初、日本刀に対する興味と恐怖から警察官が襲われ、その帯剣を強奪されるといふ事故が頻発した。」とあり、「八月三十日の進駐当日、早くも次のような不法事件が発生した。」として、数件を紹介しています。

その中に刀剣にかかわる事件が二つあります。

「横須賀に上陸の米海軍部隊：：が稲楠門付近に来たとき、一人の米兵が警備のため配置されていた警察官に自動小銃を突きつけホールドアップを命じ、サーベル・手帳・肩章などを手当たりしだいむしりとった。」

「八月三十日午前一時ごろ、横須賀鎮守府正門前の配置について警備の任にあたった田中巡查が、上陸してきた米兵のため帯剣を強奪された。」

同警察史の中で、愛知県から応援のため来県し、横須賀地区警備隊第一大隊（愛知県からの応援部隊で編成 大隊長は永井直一警視）の同隊付兼第一小隊長として活躍した、服部一郎警部補が応援部隊の状況について次のような話をしています。

「：：市内は意外に思うほど平穏で、私の知っている範囲では特別とりたてていふほど大きなトラブルなどはありませんでした。もっとも一件だけ、私の部下が佩刀を強奪されそうになりました。相手は上陸記念にしたかったようですが、われわれはあなたの方の上陸に協力する任務をもって勤務しているのだから乱暴はやめてくれと通訳を通じて説

得し、ともかくとられずにすみました。しかし、これは話が通じたからうまくいったので、意思が通じなくて結局強奪されてしまった、という例は私が直接目撃したわけではありませぬけれども、私の県の者だけでも四、五本はあったと記憶しています。」

横浜地区も同様で、当時同地区警備隊第一大隊所属であった志鷹良重氏は警備隊員の服装は

「黒サージの上衣に国防色のズボン、それに黒のゲートルをつけ軍刀とけん銃を携帯していました。ところがこれがかえってわざわいのもととなり、兵隊がこの軍刀とけん銃に目をつけて奪いにくるようになって、これを防止するのに一苦労いたしました。」と同警察史にあります。

この神奈川県警察史では、「進駐当初の不法行為」の題で、「進駐以来、昭和二十一年一月末までの連合国将兵による犯罪の発生・検挙状況」のまとめとして、殺人・強姦・金銭奪取など九種目別に分けて一覧表としていますが、「警察官武器奪取」は「発生物数七一件 検挙一件」と記録しています。

兵庫警察史（昭和編）には「進駐部隊将兵の警備警察官に対する不法行為は、……警察官の携帯する武器をとりあげる事件が最も多かった。」とあり、千葉警察史（第二巻）にも「一部進駐軍兵士による不法行為が各地で頻発した。……本県に見られたような佩剣の奪取事案も多く……」と記載されています。

鳥取警察史（第一巻）には、終戦直後に広島県呉市へ占領軍の進駐（呉市には昭和二十年十月三日進駐）警備応援のため派遣された同県警察官浜田善太郎氏が、「やがて（㊟）同県進駐は同月二十八日）進駐する米軍との折衝につき参考のために」という意味で書かれた見聞記、「進駐軍警備応援より帰りて」の第九項目に、「記念品は振袖、裾模様、帯等を最も多く欲しがっていた……警察官の刀剣は非常に欲しがっていたので注意を要する。」とあります。

岡山警察史（下巻）には、九月十三日に中国地方総監部の打ち合わせ会議があったので、すでに進駐している横浜や東京での先例から、受け入れ心得一般として十四項目が示されています。（岡山市へ米軍の先遣隊が入ったのは十月十二日です。）その第一項に「軍の規律は海兵隊は不規律、次は空軍、陸軍は一番よい」とあり、第七項に「軍刀や戦闘帽を欲しがるとあります。」

福井警察史（第二巻）には、同県内には約六百七十人の捕虜が收容されていたのですが、「終戦と同時に労働を停止し、五日後には自由の身となり解放された」とともに、同県に占領軍が進駐してくるよりも早く、九月十六日にはその内の「五十余名」が本国送還のため横浜港へ終結することになり、その途中「三時間ばかり福井市内で休憩」見学するときの警備に当たった、福井署警防主任岡本元栄氏の回顧録が記載されています。（原典は昭和三十年福井県旭光会発行の「おもいで」とのことです。）

「……福井駅前大通りで制服の日本将校を発見して軍刀を取上げてしまったという情報

も入り、又吉村署長さんがピストルを突きつけられ腰の軍刀を取られ、丸腰で帰って来られたのには一寸驚いたが、その当時の情勢では笑えぬナンセンスとしてこの程度は仕方がない。……」

青森県警察史（下巻）には同県の警察部長（現在の県警本部長）が佩剣を強奪された事件が記述されています。これには日時がありませんが、同地に占領軍が上陸したのは九月二十五日であり、海保氏は十月十三日までの在任ですから、その間の出来事と推測されます。

「（進駐軍）兵士らは日本刀に対する興味から、集団で警察官を襲い、その帯剣を強奪する事例も二、三にとどまらなかった。海保警察部長も被害者の一人で、進駐間もないころ、青森軍政部から独り徒歩で警察部に帰る途中、突然兵士らに取り囲まれ、着装していた短剣を強奪されたという。」

前出の神奈川県警察史（下巻）には、「当時、横浜地区警備隊第一大隊（㊤）大隊長は伊藤広治警視）副官であった栗林太一氏（㊤ 警部補）」の話として、次のような逸話を伝えています。

「九月二日のミズリー号上の調印式当日の午後のことです。進駐軍の兵隊六名が警備隊の大隊本部を置いてあるフェリス女学校に乗り込んで来て、おりから休憩中の警察官の佩剣を強奪した。佩刀五、けん銃四が強奪されたわけです。なかでも群馬県から応援部隊の長として来ていた森田大隊長の刀は銘刀であったし、当人も武士の魂である刀を奪われたといつて非常に残念がり、刀を取り返すため単身マッカーサー司令部へ抗議に行くと言いつ出した。私は当時第一大隊の副官をしていたので手をつくしてなだめたんですが、どうしても行くと行って聞きいれず、とうとう渡辺警察部長のところへ行つて事情を報告した。警察部長もこれには弱つたらしく、いろいろとなだめてようやく思いとどまらせたわけですが、当人は“死を覚悟で斬り込む”と言っておるし、もし実際そんなことが行なわれたら大変なことになるとはらはらしながら見守っていたのを思い出します。」

進駐軍兵士による佩剣強奪の防止策として、多くの府県では公務のために佩用している旨を記したカードを警察官に携行させています。その効果は時により場所によつてちがったようですが、新編広島県警察史は、十月六日に広島港に米第十軍団が上陸の際に、同地の警備状況について次のように伝えています。

「……進駐軍兵士は警察官の刀を珍しがり、これがため先ず最初に起つた事件と言えは警備警察官の刀を奪われた事件であろう。十月六日の夕刻には既に広方面において警察官の刀剣を奪取された事件が三件も発生し、其の後も相次いでこの種事件が続出した。勿論これら事件は、悪質なものではなかつたが、当時尚破邪顕正の象徴としての刀を盗られては警察官として面目がないというので、警察部では早速刀剣の嚴重な取扱方を指示すると共に、警備警察官には

"This is the official uniform and equipment of the police I and regret that I am unable to loan some or any part of it to you"

(これは私達の制規の服装ですから貸すことはできません)

と印刷したカードを配布して事故防止に努めたが、このようなカードを手にして腰の秋水三尺を守つた当時の状況は、今にして思えば微笑を誘うものがある。」

2 警察官の帯剣廃止

このように、警察官の携行する武器が占領軍兵士の目には格好の記念品に見えたように、全国で警察官が携行する佩剣(一部ピストル)が取り上げられる事件が発生しました。

他方、警察官の帯剣は、戦後の持凶器強盗や集団犯罪などの凶悪犯罪に立ち向かうには効果がなく、外見的にも新しい時代にそぐわないものでした。

同年(昭和二十年)十二月には鹿児島県鹿屋市で農業を営む男性から警察官の佩剣禁止の請願が第八十九回帝国議会の衆議院に提出されています。明治政府の帯刀禁止令に最も強く反発した鹿児島県民から、いち早く佩剣禁止の請願が出されたことに、時代の大きな変化を感じます。

☆ 警察官ノ佩剣禁止ニ關スル請願(第七〇号)

請願者 鹿児島県鹿屋市(㊟) 以下略) 農業 永田登良巳

紹介議員 永田良吉君

本請願ノ趣旨ハ警察官ニ佩剣ノ必要ナシト信ズルニ依リ政府ハ速ニ之ヲ禁止セラレタシト謂フニ在リ

週刊朝日(昭和二十一年一月六日号)には「風俗時評」として、フランス文学者で文芸評論家として名高い中島健蔵氏が「巡査の剣」と題した一文があります。長文ですので一部分のみ紹介します。

「いづれはなくなることが確かでありながら、案外消え失せないものの一つが巡査の剣である。元來巡査のサーベルは、剣としても決して上できではない。上できどころか、明かに安物である。……

……剣があつたために大働きができたといふ話は、きいたことがない。すなはち、巡査の剣は、日本の敗戦による一般的な武装解除と無關係に、はじめから無用の長物であつたのである。……すでに敗戦後四ヶ月を経過した今日、依然としてこの悲しむべき裝飾が街頭の巡査の腰に残っている。……巡査の剣こそは、こけ威しの半封建的官權の表象である。抜けば危険だといふ程度のものではない。抜かなくてもすでに人權無視を聯想させる悪時代の遺物である。……今日悪しき象徴である巡査の剣をなくすことは極めて容易なはずである。……もしもこの剣が消え失せれば、多くの職務に忠實な巡査たちの氣分も一變するであらう。そして、今度こそ、人民の友たる面目を發揮するであらう。

…」
 政府にも警察官の帯剣は時代にそぐわないとの認識があったのでしよう、服制改正までの臨時特例として、二十一年三月に刀剣佩用の廃止について次のような勅令を出しました。

☆ 警察官及消防官服制、巡査服制及判任官待遇消防手服制臨時特例二關スル件
 昭和二十一年三月十二日 勅令 第三百三十三号

警察官吏及消防官吏の服制については警察官及消防官服制、巡査服制及判任官待遇消防手服制にかかわらず左の特例によることを得

- 一 刀又ハ短刀ヲ佩用セザルコト
- 二 警察官吏ニ在リテハ土地ノ状況又ハ勤務ノ性質ニ依リ必要アルトキハ別表ニ定ムル警棒又ハ警杖ヲ携帯スルコト

附 則

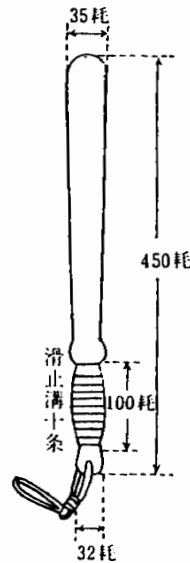
本令ハ公布の日(㊤ 三月十三日)ヨリ之ヲ施行ス

別表に定められた警棒は、現在のものよりも太くて長く、手元よりも先端が太い、スリコギを思わせる形をしておりました。米軍(占領軍)が考案したものと伝えられています。

硬質ノ木材ヲ用ヒタル長サ約四五〇

耗先端ノ径約三五耗ノ円棒トシ柄部ハ長サ約一〇〇耗径約三二耗滑止溝十條ヲ刻ミ柄頭ニ革紐ヲ附ス形状図ノゴトシ

㊤ 警杖については略



警棒の色については、八月一日付けで警保局長から出された「警察官及消防官服制改正について(警務発甲第一六八号)」に、「警務の色は原則として茶褐色又は生地のままとし、交通専務員等のため必要がある場合は白色その他の塗色をしてもよい。」との規定があります。

警視庁警察官として四十一年間奉職し、昭和六十一年三月に退官された原田弘氏の著書「MPのジープから見た占領下の東京」には、この警棒について次のような一節があります。

「戦前の警察官はサーベルをガチャガチャいわせながら歩いていたので、不良やヤクザから「ガチャ公」などという隠語をたてまつられていたが、そのサーベルが、七十年の警察史の舞台から消えたのである。そして八月一日からサーベルに代わって持たされたのが、すりこぎのような警棒であった。長さ四十五センチメートルで、手で握るところは茶色で、あとは白く塗ってあった。サーベルのように重くはなく、柄の先に穴がけられてあり、紐を通すようになっていた。ここへ紐をつけるのだが、それは判任官の佩

刀についていた青色の紐や皮の紐などの格好のよいものを各自適当に選んでいろいろつけたものである。」

この新しく採用された警棒は、その形が不体裁であったため、愛媛県警察史(第二巻)に「他府県同様に」携帯をきらう者が多かった」とあるように、どの警察史を見ても評判は散々なものでありました。

三月十二日の勅令第三百三十三号と同日に、内務省からこの勅令の実施についての過渡的措置の通達(警第三十号)が出されています。

一 刀の佩用廃止は、警棒の装備に伴い、逐次実施するが、土地の状況又は勤務の性質により一定の地域又は職域においてはなるべく齊一であること

二 刀又は警棒とけん銃の併用は支障ないが、刀と警棒の併用は行なってはならないこと

三 警杖は交通整理・雑踏整理その他勤務の性質上、特に必要であると認められるときに限り携帯すること。この場合、刀との併用は支障ないこと

この通達では、「刀と警棒の併用は行なってはならない」とありますが、鹿児島県では、七月十六日付けの「警察官吏の刀佩用廃止並武器取扱要綱制定の件」の中に、「警部補以上は当分の間短剣を佩用するが、警棒を携帯しても差支えない。」(同県警察史第二巻)とした項目がありますので、短剣と警棒の併用は認められたと思われまます。それ

れとも、短剣の代りに警棒を携帯してもよい、という意味でしょうか。

このように、警察官吏の帯剣はこのとき絶対的に禁止されたわけではなく、また、全国同時に廃止されたわけでもなく、「地域又は職域」ごとに「逐次実施」されたのです。

このことは、後述のように、早い府県では六月の末ごろから廃刀式を行っているにもかかわらず、七月三十日に出された(八月一日施行)勅令第三百六十七号「警察官及消防官服制」の備考欄の第六項に「警備上特別の必要があるときは、当分の間従前の規定による刀又は短刀を佩用することができる。」とあることでもわかります。

政府の、いわば自主的な佩用自粛に平行して、わが国の警察制度改革のため、GHQが米国から招へいした二つの調査団も、ともに警察官のサーベルについて否定的見解を述べています。

元ニューヨーク市警察局長ルイス・J・バレンタイン氏を長とする「都市警察改革企画団(略称 バレンタイン調査団)」が昭和二十一年五月十七日に提出(GHQ渉外局六月九日発表)した報告書には、警察の能率化の項目の中で

「警察官は：：現在の経済的条件の許す限り外見的服装を改善し、防護の目的には役立つサーベルを廃止」

すべきであると勧奨しています。

また、ミシガン州警察部長のオスカー・G・オランダ氏を長とする「オスカー地方警察企画委員会(略称 オランダ調査団)」が同年六月二十四日に提出(七月三十一

日発表)した報告書には「過去の遺物たる帯剣をはずし、アメリカと同様の警棒にすべきである」とあります。

政府はこれによって明治七年から続いた警察官の佩剣を廃止して、代わって警棒または警杖を携帯させることを決定したのです。

京都府では前記三月の勅令第三百三十三号の特例に従って通達しています。

☆ 昭和二十一年五月二十八日 京都府警察部長 (京都府警察史 第三卷)

警察部各課室所長殿

管下各警察消防署長殿

警察消防官吏の佩刀廃止並びに警棒携帯に関する件

標記の件はさきに勅令をもって公布された警察消防官吏の服制臨時特例に基いて左記の通り実施するから服制及び使用について萬遺憾なきを期せられたい。

尚警察部各課室及び警察消防練習所は貸与してある刀を一括して警務課へ返納し各警察署は夫々貸与の刀を取纏め、その署に保管されたい。

記

一 警察消防官吏共に刀の佩用は、昭和二十一年六月一日より之を廃止し警察官吏に対しては左の場合には警棒を携帯させること。(㊟ 以下略)

この時に出された「警察官吏警棒取扱要綱」では、「点検操練礼式の場合に於ける使用方法」について、

「不動の姿勢の場合は左腰(元刀を佩用した所)に佩用して、左手で刀を押えたやうに軽く押えて指を伸ばし歩行又は駆足の場合は滑り止溝下位の適当部を軽く握る」と、刀に例をとって説明しています。

北海道警察史(二 昭和編)には、北海道では刀の佩用は七月一日に一齐に廃止して、中央から廃刀式挙行についての通達が出される(八月二十四日 後記)前であったにもかかわらず、警察署ごとに実施したことが記述されています。このことから、刀身が日本刀であれ、錬鉄であれ、警察官が佩刀に寄せた愛惜の情の深さを知ることができま

す。
「本道においては、昭和二十一年七月一日を期して一齐に切替えることとし、同年六月末、各警察署ごとに民主警察への誓いも新たに廃刀式を挙行了した。」

この記事には、「留萌警察署の廃刀式記念／昭和二十一年六月二十四日(留萌警察署所蔵)」と題した写真が付けられています。

東京も早かったようで、前記原田弘氏著「MPのジープから見た占領下の東京」には、「七月二十日の朝、表町警察署二階訓示場に署員全員が集合し、署員を代表して次席の警部が浦島正平(署長)に向かい、サーベルを両手に捧げて佩刀返納式をおこなった。」とあります。

鹿兒島県では、前記「警察官吏の刀佩用廃止……」の通達に、「七月二十日から巡查部長以下の刀佩用を廃止し常時警棒を携帯する。」ことになっています。

この鹿兒島県の通達の中に、佩用を廃止した刀の取り扱いについて触れた一項がありますので紹介しましょう。佩用を廃止した刀を本人に保管させることに、薩摩武士の伝統を感じるのは筆者だけでしょうか。

三 佩用を廃止した刀は、有事の際における使用を考慮し本人に保管させる。しかし、紛失や発錆を防止するため、月一回定期参集の際点検を実施する。

愛知県では同年八月十三日に県警察部長から各課署長宛に次のような趣旨の通達を出しています。前記七月三十日に出された勅令第三百六十七号を受けたものと思われます。

一 警察官および消防官ともに、刀の佩用は二十一年八月十五日から廃止すること。ただし、所属長において警備上特別の必要があると認めたときは、従前の規定により佩用してもよい。

二 六(㊦) 略)

七 警察部各課および各消防署は、貸与中の刀を一括して警務課に返納し、各警察署は、これを取りまとめてその署に保管すること。

茨城県では同年七月十五日から九月十五日までの二ヶ月をかけて佩剣を廃止して警棒に切り替えています。奈良県では八月一日、熊本県では八月二十日、大阪府では九月一

日に切り替えを実施しています。

民間武器の提出に遅れて佩用を廃止し、署に集められた警察官のサーベルの処分はわかりません。筆者の住む愛知県では、県庁の一室に積み上げられているのを見た、と言われる方は居られるものの、その先は不明です。処分についての何らかの指示・通達があったのではないかと思ひ、当時の書類について県の公文書館で聞いた(平成九年夏)のですが、警察関係の書類は無いとのことでした。やむなく県警本部へ行き、刀剣担当の方に調査の趣旨をお話しをしたのですが、書類の有無には触れず、部外者に内部資料はお見せできないこととわれ、個人の力の限界を知らされました。どこかで、だれかがサーベルの処分について、調査し、歴史的事実として広く記録しておく必要があると考えるのは私だけでしょうか。残念でなりません。

昭和二十一年(西暦一九四六年)八月二十一日に出された「警察官及び消防官服装規則(内務省訓令第三十四号)」によって、前記「警察官及び消防官服制」の備考欄第六項による特例を引き継いだ一項はあるものの、正規の警察官服制からは帯剣が姿を消しました。これをもって、警察官(警部以上の階級にある者と、のちに警部補以上の者は明治七年一八七四年から)と巡查(明治十五年一八八二年から)の帯剣の歴史は幕を閉じたのです。

なお、これまでは「警察官及消防官服制」と「巡查服制」は区別して制定されていますが、今回から巡查部長と巡查の服制についても「警察官及消防官服制」に含めて規

定して、「巡査服制」は廃止となっています。

十月十一日の内務省訓令第三十七号「警棒警杖取扱規定」の第八条で、「警棒は、警察官制服の服装をしたとき携帯するものとする。」とし、附則で「公布の日よりこれを施行する。」と規定されたことによって、すべての警察官がこの日から警棒を携帯することになりました。

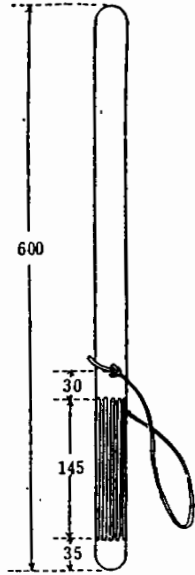
お気づきと思いますが、「警察消防官吏」「警察官及消防官制服」のように、これまでは警察と消防は常に一体のものとして表現されています。これは明治以来消防業務を担当していた警防団（旧名は消防組）は警察の指揮下にあったためです。

前記オランダ調査団の報告書には、「：：消防、保健行政、：：等の仕事は、適正な警察業務とは言い難く、他の機関に委譲すべきものである。」とした一項がありました。これを受けて、昭和二十二年十二月に消防組織法（翌二十三年三月七日施行）、翌二十三年七月に消防法（同年八月一日施行）がそれぞれ公布され、消防業務は市町村長（消防長）の指揮下に移り、警察と消防は別組織となり、相互援助の緊密な関係機関として今日に至っています。

他方警察制度そのものも、これまでの中央集権的国家警察制度を根本的に改革することを目的とした警察法（旧警察法）が二十二年十二月に公布され、翌年三月七日に施行されました。これによって、市と人口五千人以上の市街的町村には市町村警察（自治体警察）略称は自警）を設け、その他の地域は国家地方警察（同じく国警）が管轄するということになっていました。

この制度は、六年後の昭和二十九年に新しい警察法（六月八日公布、七月一日施行）現行警察法）によって、自警と国警が統合されて都道府県を単位として再出発するまで続きました。ちなみに、防衛二法（自衛隊法・防衛庁設置法）も新警察法と同日に施行され、陸海空の三自衛隊が発足しています。

昭和二十四年一月八日、国家地方警察本部「務発第三号」として、「警棒警じょうに関する服制の改正について」が通達されました。それは新型警棒を採用し、近く服制の一部を改正するというもので、次のようなものでした。



- 一 現在の警棒を乙種警棒とし、新たに上図の甲種警棒を制定する。
- 二 甲種警棒の携行のため新たに帯革たいかを制定し、併せてけん銃携行に便ならしめる。

三 警じょうは一応これを服制より削除し、雑踏警備その他必要の場合に便宜使用するものとする。

四 実施の時期については資材、予算等の関係もあり、新年度以降の予定なるも、新型警棒は逐次製作し訓練を行う。

この内容は、翌二十五年一月十日に国家地方警察本部から出された「訓令第一号」によって実施されました。これによってスリコギなどと悪評の高かった警棒も、現在使われているスリムな形に変わり、同時に護身用具としての警杖は服制から外されました。

3 帯剣廃止に寄せる警察官の思い

北海道警察では、昭和二十一年の六月中に、各警察署ごとに廃刀式を行ったことは既に述べましたが、八月二十四日によく中央から佩剣の返納についての通達が出され、刀の返納式についての指示がありました。

☆ 佩刀の返納並びに警棒授与式等挙行に関する件 警発第一一五三号

警察官の佩刀は輝かしき伝統と歴史を持ちしかも警察官の魂を宿した唯一の象徴であった。故に吾等の先輩はいつも力強くこの佩刀を握りしめて職責遂行に輝く勲しをたてたのである。また深夜民を護る警邏佩刀の響は如何に良民に安堵と信頼とを与へたか。

今この意義深い佩刀を廃止するはまことに感慨無量のものがある。警察部及び署所で

適宜刀の返納式と警棒授与式とを行ひ、警棒授与に当たつては佩刀同様愛用するよう訓授し廢刀により部下の士氣に聊かも影響のないよう配慮せられたい。

茨城県警察史（下巻）は、この通達に基づく刀の返納式について次のように記述しています。

「：：明治十五年十二月二日太政官達第六十三号をもって：：全国いっせいに帯剣の制がしかれた。以来、帯剣は警察官のシンボルの観を呈してきたが、敗戦の結果、軍国主義の遺物のごとき印象を与えるとして、廃止されたのであるが、約八〇年にわたる伝統の消滅は、警察官吏として、うたた惜別の情を禁じ得なかった。とくに、新しく携帯することとされた警棒が、一時的には珍奇なものとして目に映じ、そのことがまた、警察官吏をして一層帯剣に対する愛惜の情を高めたのである。帯刀廃止が発表されると、各地で刀に対する送別の会を催したり、警察署で全警察官を招集して“抜ケー刀”“納メー刀”と、最後の点検・操練を実施したりして丸腰となった。県警察部においては、二十一年九月三〇日午前一〇時、サールベル返納式を挙行した。：：」

このほか、山形県警察史（下巻）には「八月二十三日警察刀の返納式挙行 九月二十五日警棒授与式挙行」、三重県警察史（第三巻）には「八月三十一日警察部および県下各署は廢刀式を挙行した。」と記されています。

同年九月七日には「巡查給与品及貸与品規則の一部改正（勅令第四百二十号）」が出

され、「刀または短刀」の品目が消えて、新たに「警棒・拳銃」となっています。

警察官個人の佩剣に寄せる心情については、奈良県警察史（昭和編）に同県の警察機関誌「大和のまもり 第二号（昭和二十一年九月一日発刊）」に掲載された一文が紹介されていますので、ここに引用します。

☆ 廃刀に際し

丹波警察署 楊枝春秀

今を去る約七十年前、即ち帯刀禁止の令下る

（㊦） 帯刀禁止令の布告本文 省略。拙著「日本刀受難記」を参考ください。

その昔より我等先輩諸兄から引継ぎ来れる此の刀こそは吾人警察官の象徴として、尊び愛されつゝ今日まで佩用し来れるも、遂に廃刀の命下り此処に刀を脱ぎ捨ててああ丸裸となる。回顧すれば洵に感慨無量、うたた惜別の情禁じ得ないものがある。

先輩諸氏も此の刀の下で正しきを養ひ、邪悪を是正し所謂刀の手前許せない（公私混同せない）と飽迄警察の生命として愛撫したのであろうし、亦、我等も此の一本の刀に総てを托し、雨の日も風の日も只管民安かれと念じつゝ、破邪顕正のシンボルとして、朝な夕な其の行を共にしたのみならず、年の始めの元旦ともなれば、先ず一番に床に飾り、なげなしの配給の餅米の「おかさね」をお供えして無事職責の完遂を念願したる此の刀と……

だが然し、我等の国日本は既に百八十度の転換をなし新生日本建設と云う新たなるスローガンに向つて逞しい歩みを進めつゝある時、お護りさせて戴く民衆に、幾分でも悪い感じを抱かしめ、且公僕としての服装にそぐわないと云うなれば、それは潔く廃刀して好感を与えるべきが現在の警察官の務めであらねばならない。

而して只、形式上の廃刀に止めず、何故刀が無くなつたかを常に念頭に置き、身も心も旧套を脱し、民主日本のポリスとして雄々しく発足せなければならぬ事を思う時、徒らに愁嘆するよりは敢然と愛の絆を断ち切って愛用の刀よさらば、ながらく御苦勞様でしたとねんごろにお礼を云つて、男らしき別れをして、刀はなくとも公僕としての務めを完全に果す事が今の俺達の責任ではなからうか。

他方、次のような一文もあります。帯剣廃止についての、当時の警察官の千々に乱れた心情、察するに余り有るものがあります。

☆ 警友 昭和二十一年八月号 警棒談義

いま進駐軍のMP氏が約二尺ばかりの警棒を携えておることは諸君ご覧の通りだ。
：長いサーベルを脚にからませ歩きにくい思いをしながら行動するのに比べると、あの短い棒の方がいくら簡便でさっぱりしているか知れない。だんぜんあれの方が良い。

4 警察剣道の廃止と復活

連合国軍総司令部（GHQ）から武装解除と軍国主義の排除を目的として、学校武道

禁止の指令が出されました。これにもとづいて、昭和二十年十一月六日、文部省は次官通達によって学校での武道を全面的に禁止しました。警察武道もその影響を受けて、自粛する傾向が強くなりました。

しかし、内務省は、学校武道を禁止したGHQの指令は、警察剣道について特に触れていなかったことから、警察官の帯剣が禁止されなかったのと同様に、警察剣道については禁止されていないし、戦後の混同とした治安情勢下では警察武道は警察官が職務を執行するうえで絶対が必要であるとして、同月二十九日に警保局教養課長名で全国の警察部長に対して、警察官は従前どおり武道の錬磨に精励すべきことを内容とした「警察武道の錬磨に関する件」を通達しています。

福島県警察史（第二巻）によれば、二十一年二月に「福島県警察官吏教養規程施行細則」が改正され、「教科目の一部変更が行われたが、武道については何らの変更もなく、従来どおりであった。」、さらに同年五月十八日には「新しく警察武道体錬規程を定め、同日から施行することにした。」とあります。この規程を見ると、その第三条に、「基本体錬種目は左の四種とする。」として、剣道・柔道・杖術・護身術の四つを挙げています。この「規程の公布も内務省の方針に従って行われたのである。」ともあります。

GHQから警察剣道が正式に禁止されないままに、大分県では現地の軍政部から警察に対して剣道具の回収の命令が出されています。大分県警察史に「剣道具の回収と処理」と題した一文があります。内容は世間一般を対象としたものですが、その処理についての記述が他に例を見ないので、一部をここに引用します。

☆ 昭和二十一年四月、警察部長は大分軍政部ブラウン少佐から「四月二十三日までに県下の剣道具を回収し大分に移動を完了せよ」という指令を受けた。

理由は明らかでないが、武徳殿の解散、職員の追放などとあわせて、当時の米軍としては、戦線で連合軍兵士を戦慄させた日本軍の白兵戦と日本軍の士気、日本を戦争にかり立てた精神の根源が剣道の修練にもあつたものと思われ、期日までに全県下の剣道具をつ

指令を受けた警察部はただちに県下各署に指示して、期日までに全県下の剣道具をつぎのとおり回収させ、大分市の武徳殿に集積した。(註) つづいて署別に回収した数量の一覧表が記載されています。合計欄を見ると、面一〇一一 胴 八二九

小手 一〇〇四 垂 五二一 ほかに肩竹刀鐺などとなっています。

この処理についてのつぎの文書は当時の物資のなかつた時代の空気を伝えている。

昭和二十一年四月二十三日

警察部長名

大分占領軍 軍政官

ブラウン少佐 宛

剣道具ノ処分ニ関スル件

蒐集セル剣道具ノ処分ニ付現下物資不測ノ折柄、更生価値ヲ有スル部分ニ就テハ利

用価値ヲ考慮可及的有効方面ニ転用ノ上物資不足ニ対スル幾分ノ資ト致度、一応原形破壊ノ上左記ノ通り夫夫利用処置ヲ講ジ度存念ニ有之、之ガ処分方小官ニ御一任下サラバ必ズ貴意ニ添ウベク責任処分可致此段御願候也

記

1 面蒲団並二垂 馬具(鞍)

2 面金並二付属革具 野球用マスク

大分県警察史はつづきます。

この結果、米軍の諒解を得たので、警察部は大分県馬匹運輸組合連合会長植木栄助氏に通告し、同氏は組合員を武徳殿に派遣してこれを馬具に改造するため解体した。

しかし、米軍の要求が急で、解体が進まなかつたのでこれを焼却することとし、六月十日武徳殿弓道場で焼きすてられた。

弓道場に積み上げられた焼けさびた面金が骸骨が天を向いてうらむようなかつこうで、敗れた国の悲愁を物語っていたが、やがて屑鉄として消えて行つた。この剣道具の回収にはつぎのような挿話もある。

剣道教士で武徳会剣道部長であつた加藤太平氏は剣道一徹の人であつたから、このよくなきびしい情勢の中でも、「剣道は、人間の道と剣術の修練はしたが、軍国主義の鼓吹とか、戦争の遂行とは直接に関係がなかつた」といい、一面では日本から剣術が失われて行くのを愛惜のあまりに、剣道具をあちらに五組、こちらに十組とかくして、米軍の目をのがれて復活の日を待とうとし、人から注意されてもきかなかつた。しかしこれは占領下というきびしい現実の中では無理なことだつた。

沢田警察部長は、米軍に発見された場合の影響を考えて、大局的な立場からの執着を断念するように命じた。

加徳教士も、さすがにこの命令には服せざるをえなかつた。武徳会追放の噂もあるころであつたので、これで剣道の将来に望みを失つた同氏は、剣道具の焼却を見るのはしのびないことであると、その日から、講師の身分は残したが余生を求めて巷に出て行つた。

熊本県警察史(第三卷)には、二十二年二月十二日、連合国軍熊本軍政部から同県警察部長に対して次のような指示が出されたとあります。

☆ 熊本軍政部 APO929

件名 剣道

宛 警察部長

一 警察練習所(㊟) 実際には前年末に警察学校と改称されています。(に於ける剣道の教授は直ちに中止せらるべきこと。且本県内警察の機関で剣道の教授若しくは練習は中止するようここに貴官に対し指示す

指揮官（長官）の命により
係士官TPP ビックス大尉

これよりも少し早く、一月三十一日には近畿・中部地区担当の連合国第一軍団司令官ラットラフ少将からも「日本警察官の養成について」と題した命令が出され、その中に体育としての柔道は差し支えないが、剣道については「警察訓練としての剣道は廃止する。」とありました。

警察剣道についてはGHQからの正式な指示・指令はなく、結局、各地の軍政部にまかされたようで、この時期、各地の軍政部から出された禁止の指示によって、警察練習所での剣道の科目が廃止されています。また、多くの地では剣道具の回収・廃棄が行われたことが多くの警察史が記述しています。

しかし、これらの通達は、警察練習所で授業としての剣道が禁止されたのであって、警察署での剣道を禁止するものではないとも解釈されることや、剣道を愛好する警察官も多かったことから、その後も訓練をつづけるところが少なからずあったようです。驚いたことに、群馬県では二十四年三月七日に県下警察官の剣道大会が行われています。

しかし、同年五月にはGHQから警視庁が剣道禁止命令を受けたこともあって、十一月一〇日に国家地方警察本部警務部長から次のような通達が出されています。

☆ 剣道の訓練中止について（務発第五十五号）

警察における剣道については、終戦後若干府県において訓練中のようであるが、往々にしてはからざる誤解を招き易く、このため関係方面より注意もあったので事情好転の時期まで、これが実施は当分さし控えるよう取計らわれない。追って本趣旨については関係自治体警察にも通報せられたい。

高知県警察史（昭和編）には次のような記述があります。

「本県では剣道に対する駐留軍の処置は極めて厳しく、所轄警察署を通じて剣道用具の没収を行わしめたが、この厳しい取締まりにもかかわらず、一般の剣道愛好者は秘かに集い、練習をしていたようである。」

剣道はその後民間の剣道愛好者によって、撓競技としてつづけられ、昭和二十五年三月五日に「全日本撓競技連盟」が結成されています。もっともはじめは全日本剣道競技連盟の名でしたが、直後に占領軍をはばかり、全日本撓競技連盟と改称したのです。

同年十月には、名古屋で第一回全日本しない競技大会が開催されています。

先の国家地方警察本部警務部長からの通達にあった「事情好転の時期」は意外に早くやってきました。

二十六年九月六日に連合国とわが国との間で平和条約が締結されたのです。この条約が翌二十七年の四月二十八日に発効したことから、剣道復活の機運が高まり、各地に剣道連盟が発足、剣道大会も開催されるようになりました。

昭和二十七年 八月十八日 東京で全日本剣道大会 開催

十月十四日 全日本剣道連盟（会長 木村篤太郎） 結成

十一月 六日 警視庁体育館で戦後初の全国警察官剣道大会 開催

十一月 八日 東京蔵前国技館で第一回全日本剣道選手権大会 開催

なお、前記全日本撓競技連盟は、昭和二十九年三月十四日に全日本剣道連盟に合同しています。

民間剣道とともに警察剣道も復活しましたが、すぐには正規の術科とはなっていない。

二十八年五月十一日、国家地方警察本部警務部長の名で、各警察管区本部長と各都道府県国家地方警察隊長に対し、「剣道訓練の実施について（務発教第一〇三号）」と通達されてから、剣道は急速に各地で正規の術科として採用され、復活したのです。

この通達の中に、「従前一部にみられたような、極端な精神主義的ないし国粹主義的な理念を鼓吹することのないよう注意すること。」との一項があります。

前記奈良県警察史（昭和編）は、

「このようにして警察剣道は復活することになったが、各警察署の練習用具は不足していたため、この調達から始めなければならなかった。調達先といっても、防具類は古道具屋にしかなかった。」

と述べています。

岐阜県では、通達からわずか八日後に剣道の試合が行われています。

☆ 岐阜県警察史（下巻）

早くも昭和二十八年五月一九日に剣道種目を採り入れた全飛（飛Ⅱ飛驒）警察柔剣道大会を開催したほか、二三日には第一回県下警察剣道大会を開催した。

福岡警察管区でも同年十月十五日に福岡管区警察学校で柔剣道大会が開催されましたが、これについて次の一文があります。

☆ 熊本県警察史（第三巻）

…：剣道復活後初めて行われた福岡警察管区柔剣道大会での剣道試合では、戦前・戦中の試合と異なり、体育としての競技という観念で試合が行われたため、出場した選手は勝手がちがった模様で、この大会に本県警察の監督兼選手として出場した御船地区警察署次席警部剣道教士一川格治は、そのときの模様を次のとおり述べている。

「スポーツ剣道に於ては、全く理念からして日本刀との関連性のない竹刀たるが故に、単にあてる程度でよいという。試合をしている当事者に見れば、さわったばかりというごく軽い打でも一本としてどしどしとられてゆくので、落ち付いた試合ができない。そわそわしてただあてることに終始する。剣の操法の基準は正しく真直に面を斬る、真直に籠手を斬る、はすかいに胴を斬る、正しく突く、ということである。それが横から

の横打であっても、打上げた胴であっても、とにかくあたりさえすればよいといった戦後の剣道になってしまったような感じがしてならない。」（「警友熊本」昭二八・一一号）

Pending further instructions, the Japanese Police Force in the main islands of Japan will be exempt from this disarmament provision. The Police Force will remain at their posts and shall be held responsible for the preservation of Law and Order. The strength and arms of such Police Force will be prescribed.

昭和20年9月2日にGHQから出された命令文書「一般命令第一号 (General Order No.1)」のうち、警察官を武装解除の対象外とする部分

追って指示があるまで、日本国土内にある日本国警察機関は、本武装解除規定の適用を免れるものとする。警察機関は、その部署に留まるものとし、法及び秩序の維持について、その責に任ずべし。右警察機関の人員及び武装は規定せられるものとする。

東京日日新聞

明治15年12月8日
(金曜日)

○ 逡查帯剣 逡查^{たうけん}は許^{ゆる}ざる、の布令^{ふれい}ありしは依^より漸^{ぜん}く施行^{しんぎやう}の答^{こた}なれど普通^{ふつう}の劍^{けん}より長^{なが}きは過^かぎ進退^{しんたい}の自由^{じゆう}ならざるより特^{とく}に短^{たん}きを用^{もち}ひしめらるゝの評議^{へうぎ}あるよしは聞^きひり

明治16年2月1日
(木曜日)

○ 逡查の帯剣 府下の逡查も本年一月より帯剣^{たいけん}せしめらるべき筈^{はず}なりしが劍^{けん}一本^{いっぴん}より平均^{へんぐん}四圓^{しげん}づゝの見積^{みせり}りなれは總價^{そうげん}額^{がく}一萬圓^{いちまんにんげん}以上^{いじやう}に及^{およ}べば本年度^{ねんど}の警察費^{けいさつばい}にては購求^{こうぐ}すべき餘^{あま}贏^いなきを以^{もつ}て十六年度^{じゅうろくにんど}の警察費^{けいさつばい}にて購求^{こうぐ}の見込^{みこ}なりと聞^きく